

茨城県中央環境衛生組合公用自動車等管理規程

令和6年9月2日

訓令第11号

(目的)

第1条 この訓令は、茨城県中央環境衛生組合が所有し、又は賃借する自動車及び原動機付自転車（以下「自動車等」という。）の適正な維持管理及び運用を図るため必要な事項を定め、もって安全運転の確保と使用規律の確立を期することを目的とする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 自動車 道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第2条第2項に定めるものをいう。

(2) 原動機付自転車 法第2条第3項に定めるものをいう。

(3) 自動車等管理者 茨城県中央環境衛生組合事務局長をいう。

(4) 運転者 自動車等管理者から運転従事の許可を受けた者をいう。

(自動車等管理者)

第3条 自動車等管理者は、次に掲げる職務を行う。

(1) 自動車等の配属に関すること。

(2) 自動車等の増車、廃車及び更新に関すること。

(3) 自動車等の燃料、油脂等の補給に関すること。

(4) 自動車等の修繕に関すること。

(5) 自動車損害賠償責任保険の契約に関すること。

(6) 自動車等の運行計画に関すること。

(7) 自動車等及び運転者の状況を把握し、適正な指導等を行うこと。

(8) 公用車運行記録簿（様式第1号）に関すること。

(9) 運転者に対し、自動車使用前及び使用後にアルコール検知器を用いた検査を行い、検査結果について、自動車等管理者が指定した職員等が確認し、公用車運行記録簿に記載させること。

(10) 前各号に掲げるもののほか、自動車等の管理に関すること。

(使用手続)

第4条 自動車等を使用する者は、事前に自動車等管理者の許可を得なければならない。

2 自動車等を時間外又は休祭日に使用する場合は、前日までに自動車等管理者に連絡し、その指示を受けるものとする。ただし、自動車等管理者が使用する場合は、この限りでない。

3 前項本文の場合において、運転者は、公用車運行記録簿に必要事項を記入し、後日速やかに自動車等管理者に報告するものとする。

(運行)

第5条 運転者は、自動車等の運行に当たり、自動車等管理者の指示に従い運行しなければならない。

2 運行中行先、時間等を変更した場合は、運転者は、速やかにその理由を自動車等管理者に報告するものとする。

(運転者の遵守事項)

第6条 運転者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 公務員として自覚し、交通諸法規に基づく安全運転に努めなければならないこと。

(2) 運行する前に必ず運転免許証、自動車検査証、自動車損害賠償保険証明書その他必要なものの確認を行うこと。

(3) 自動車等は、禁煙とする。

(4) 運転者は、自動車等の状態に異状を認めるときは、直ちに自動車等管理者に報告し、補修の処置を求めること。

(5) 運転者は、常に快適な環境になるよう自動車等の日常の清掃を行う。

(6) 自動車等使用前及び使用後にアルコール検知器を用いた検査を行い、検査結果について、自動車等管理者が指定した職員等が確認し、公用車運行記録簿に記載すること。

(点検及び整備)

第7条 運転者は、必ず自動車等の運転前に、日常点検を行い、異状等を発見した場合は、直ちにその結果を自動車等管理者に報告しなければならない。

2 自動車等管理者は、点検の際不良箇所を発見したときは、運行の可否及び補修の要又は不要を決定するものとする。

3 自動車等管理者は、自動車等の補修が必要であると認めるときは、直ちに補修

を行うものとする。

4 運行中のパンク等の軽易な補修は、運転者の判断により行うことができる。ただし、補修を行った箇所及び補修に係る業者名、費用等を帰庁後、直ちに自動車等管理者に報告するものとする。

5 運転者は、運転終了後必ず清掃を行い、特にブレーキ系統及びハンドル系統を点検し、その結果を自動車等管理者に報告し、運行に支障のないように努めなければならない。

(燃料の補給)

第8条 公用車の燃料補給は、自動車等管理者が指定する茨城町内の給油所で給油するものとする。ただし、指定する茨城町内の給油所で公用車の燃料補給を行うことが困難な場合には、事前に自動車等管理者に届出し許可を得るものとする。

(格納)

第9条 運転者は、運行終了後所定の場所に格納し、鍵(自動車等の鍵をいう。事項において同じ。)を自動車等管理者に返納しなければならない。

2 自動車等管理者は、鍵を所定の場所に保管しなければならない。

(報告)

第10条 運転者は、運転開始前にアルコール検知器による検査状況及び同乗者、運転終了後にその運行状況、燃料の補給状況等を公用車運行記録簿に記載し、自動車等管理者に報告しなければならない。

(事故報告)

第11条 運転者は、自動車等による事故を起こした場合は、次に定めるところにより処理するものとする。

(1) 事故が発生したときは、負傷者の応急処置をとり、直ちに警察署に通報するとともに自動車等管理者に報告し、その指示に従わなければならない。

(2) 事故の加害者であるか、又は被害者であるかを問わず、独断で相手方と話し合いをしてはならない。

2 どのような事故であっても発生したときは、直ちに自動車等事故報告書(様式第2号)を自動車等管理者に提出しなければならない。

3 自動車等管理者は、速やかに当該事故の処理及び損害賠償保険事務等を行うものとする。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

公 用 車 運 行 記 録 簿

車種：

番号：

年月日	使用時間		用務地 及び内容	使用者氏名	運転前確認		運転後確認		特記事項	自動車 等管理 者印
	メーター（運行後）				確認時間	酒気帯び	確認時間	酒気帯び		
	時 分から 時 分	km			時 分	有・無	時 分	有・無		
	時 分から 時 分	km			時 分	有・無	時 分	有・無		
	時 分から 時 分	km			時 分	有・無	時 分	有・無		
	時 分から 時 分	km			時 分	有・無	時 分	有・無		
	時 分から 時 分	km			時 分	有・無	時 分	有・無		
	時 分から 時 分	km			時 分	有・無	時 分	有・無		
	時 分から 時 分	km			時 分	有・無	時 分	有・無		
	時 分から 時 分	km			時 分	有・無	時 分	有・無		
	時 分から 時 分	km			時 分	有・無	時 分	有・無		
	時 分から 時 分	km			時 分	有・無	時 分	有・無		
	時 分から 時 分	km			時 分	有・無	時 分	有・無		
	時 分から 時 分	km			時 分	有・無	時 分	有・無		

※ 特記事項には、給油量、室内清掃、車両の不具合等で気づいた点を記載してください。

様式第2号(第11条関係)

自動車等事故報告書

甲 職 員	住 所				乙 相 手 方	住 所		
	氏 名					氏 名		
	年 齢	歳				年 齢	歳	
	同乗者氏名					電 話	自宅 携帯	
事故発生日時	年 月 日 午 前 後 時 分頃							
事故発生場所								
車種・車両番号	甲			乙				
自賠償保険関係	(任意保険契約先)							
事故発生状況略図								
上記図の説明								
上記のとおり報告いたします。								
年 月 日								
						報告者職氏名	印	
茨城県中央環境衛生組合管理者宛て								